

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町規則第十六号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年聖籠町規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第八項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例施行規則(昭和五十八年聖籠町規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号の一、別記様式第六号の一及び別記様式第八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

に改める。

(聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例

施行規則（平成三年聖籠町規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第六号及び別記様式第六号の二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則の一部改正）

第四条 聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則（昭和五十八年聖籠町規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（聖籠町障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第五条 聖籠町障害者自立支援法施行細則（平成十九年聖籠町規則第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

聖籠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式第二号、別記様式第六号、別記様式第八号、別記様式第十二号、別記様式第十七号、別記様式第十八号、別記様式第十九号、別記様式第二十号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（聖籠町障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支

援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第六条 聖籠町障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成二十四年聖籠町規則第十六号)の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第一条から第四条までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(聖籠町地域生活支援事業実施規則の一部改正)

第七条 聖籠町地域生活支援事業実施規則(平成十八年聖籠町規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自立した」を「基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」に改め、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第八条 聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和六十二年聖籠町規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「障害者自立

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。